令和７年度法定検査結果について

１．法定検査結果の推移

浄化槽法第７条に基づく使用開始検査（以下「７条検査」という。）の推移を表－１に、浄化槽法第11条に基づく定期検査（以下「11条検査」という。）の推移を表－２に示します。

総合判定では、外観検査、水質検査及び書類検査の結果を総合的に勘案し、以下の３段階のいずれに該当するかを判定します。

イ　：　適正である。
ロ　：　おおむね適正であるが、一部改善することが望ましい。
ハ　：　不適正であり、改善を要すると認められる。

表－１　７条検査結果の推移

判定＼年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)
鹿児島県	イ	4,798	93.3	4,868	94.5	4,746	94.1	4,237	92.4
	ロ	221	4.3	152	3.0	198	3.9	153	3.3
	ハ	123	2.4	127	2.5	99	2.0	197	4.3
	計	5,142	100	5,147	100	5,043	100	4,587	100
全国	イ	64,124	67.8	62,483	68.2	56,902	68.6	令和8年9月現在	
	ロ	23,317	24.7	22,094	24.1	19,790	23.8	全国は未公表	
	ハ	7,109	7.5	7,024	7.7	6,302	7.6		
	計	94,550	100	91,601	100	82,994	100		

令和７年度の７条検査では「イ」と判定された割合は92.4%で前年度と比べ1.7%低下し、「ハ」と判定された割合は4.3%でした。全国と比較した場合は「イ」の割合が高い水準で推移しています。

表－２　11条検査結果の推移

判定＼年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)
鹿児島県	イ	142,081	96.2	142,665	96.2	152,592	95.9	176,224	96.5
	ロ	2,931	2.0	2,777	1.9	3,285	2.1	3,097	1.7
	ハ	2,743	1.8	2,868	1.9	3,169	2.0	3,292	1.8
	計	147,755	100	148,310	100	159,046	100	182,613	100
全国	イ	2,383,653	68.8	2,452,459	69.4	2,472,493	68.9	令和8年9月現在	
	ロ	914,147	26.4	913,569	25.8	941,864	26.3	全国は未公表	
	ハ	165,244	4.8	168,755	4.8	173,168	4.8		
	計	3,463,044	100	3,534,783	100	3,587,525	100		

令和７年度の11条検査では「イ」と判定された割合が96.5%と前年度と比べ0.6%上昇し、「ハ」と判定された割合は 1.8%でした。令和２年度から導入した効率化検査では、10 人槽以下の合併処理浄化槽において、重要度や緊急度が高くない不具合で、保守点検業者への情報提供により改善されたものは判定が「イ」となるので、高い適正率で推移しています。11 条検査においても全国と比較した場合は「イ」の割合が高い水準となっています。

２．７条検査の結果

（１）市町村別の検査結果

７条検査の市町村別の検査結果を表－３に示します。

表－３　市町村別の検査結果（令和７年度・７条検査）

総合判定 / 市町村	イ		ロ		ハ		合計	無管理	
	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	(基数)	基数(基)	割合(%)
鹿児島市	488	80.0	19	3.1	103	16.9	610	98	16.1
指宿市	76	97.4	1	1.3	1	1.3	78	0	0.0
南さつま市	109	95.6	4	3.5	1	0.9	114	1	0.9
枕崎市	32	97.0	1	3.0	0	0.0	33	0	0.0
南九州市	136	95.1	6	4.2	1	0.7	143	0	0.0
いちき串木野市	79	94.0	4	4.8	1	1.2	84	0	0.0
日置市	117	90.7	2	1.5	10	7.8	129	9	7.0
三島村	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0
十島村	3	100.0	0	0.0	0	0.0	3	0	0.0
薩摩川内市	356	94.4	12	3.2	9	2.4	377	2	0.5
さつま町	47	97.9	1	2.1	0	0.0	48	0	0.0
出水市	71	82.6	10	11.6	5	5.8	86	3	3.5
阿久根市	88	88.9	4	4.0	7	7.1	99	1	1.0
長島町	46	93.9	1	2.0	2	4.1	49	2	4.1
伊佐市	72	98.6	1	1.4	0	0.0	73	0	0.0
姶良市	499	98.4	8	1.6	0	0.0	507	0	0.0
霧島市	493	96.9	13	2.5	3	0.6	509	0	0.0
湧水町	36	92.3	2	5.1	1	2.6	39	0	0.0
曽於市	124	96.1	5	3.9	0	0.0	129	0	0.0
志布志市	127	96.2	2	1.5	3	2.3	132	3	2.3
大崎町	44	95.7	0	0.0	2	4.3	46	2	4.3
鹿屋市	562	97.4	12	2.1	3	0.5	577	1	0.2
垂水市	53	96.4	0	0.0	2	3.6	55	1	1.8
東串良町	30	96.8	1	3.2	0	0.0	31	0	0.0
肝付町	48	94.1	2	3.9	1	2.0	51	1	2.0
錦江町	7	87.5	1	12.5	0	0.0	8	0	0.0
南大隅町	9	100.0	0	0.0	0	0.0	9	0	0.0
西之表市	99	83.9	16	13.6	3	2.5	118	0	0.0
中種子町	33	89.2	3	8.1	1	2.7	37	0	0.0
南種子町	23	85.2	3	11.1	1	3.7	27	1	3.7
屋久島町	66	94.3	3	4.3	1	1.4	70	0	0.0
奄美市	55	84.6	1	1.5	9	13.9	65	3	4.6
大和村	2	100.0	0	0.0	0	0.0	2	0	0.0
宇検村	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0
瀬戸内町	26	83.9	0	0.0	5	16.1	31	5	16.1
龍郷町	60	87.0	4	5.8	5	7.2	69	3	4.3
喜界町	6	100.0	0	0.0	0	0.0	6	0	0.0
徳之島町	27	90.0	1	3.3	2	6.7	30	1	3.3
天城町	16	66.7	2	8.3	6	25.0	24	6	25.0
伊仙町	52	75.4	8	11.6	9	13.0	69	8	11.6
和泊町	0	－	0	－	0	－	0	0	－
知名町	5	100.0	0	0.0	0	0.0	5	0	0.0
与論町	13	100.0	0	0.0	0	0.0	13	0	0.0
合 計	4,237	92.4	153	3.3	197	4.3	4,587	151	3.3

「ハ」と判定された浄化槽のうち７割以上が無管理浄化槽であり、検査基数全体の 3.3%でした。７条検査は使用開始後３ヶ月を経過してから実施しますが、浄化槽管理者が保守点検の必要性を十分認識していないため維持管理契約が遅れる状況があるようです。

（2）ロ・ハ判定の主な指摘事項及び原因区分

７条検査におけるロ及びハと判定された浄化槽の主な指摘事項及び原因区分を表－４に示します。

表に示す外観番号と項目は、環境省の「浄化槽法定検査判定ガイドライン（平成 14 年２月改定版）」に基づく外観検査のチェック項目をいいます。

表－４　ロ・ハ判定の主な指摘事項及び原因区分（令和７年度・７条検査）

外観番号	項目	合計	原因区分			
			工事	構造	管理	その他
設置の状況		93	47	17		29
1	水平	1	1			
4	漏水	4	3			1
6	上部スラブ打設有無	2	1			1
7	嵩上げ	3	2			1
9	雨水の流入	2	2			
11	その他の特殊な排水の流入	1				1
13	ポンプ設備の固定	1	1			
14	接触材、ろ材等の固定	2		2		
15	ばっ気装置の固定	1		1		
19	逆洗装置、洗浄装置の固定	1		1		
21	消毒設備の固定	1	1			
23	隔壁、仕切板、移流管の固定	2		1		1
26	流入、放流管渠の設置	25	22			3
27	送風機の設置	17	4	12		1
28	増改築等	30	10			20
設備の稼動状況		2				2
32	ばっ気装置	1				1
34	汚泥返(移)送装置	1				1
水の流れ方の状況		17				17
44	放流管渠	1				1
49	嫌気ろ床槽の水位	6				6
58	腐敗室、沈殿分離槽、嫌気ろ床槽の汚泥、スカム	1				1
61	沈殿槽の汚泥、スカム	5				5
62	消毒槽の汚泥、スカム	3				3
66	汚泥の流出状況	1				1
使用の状況		2	1			1
68	処理対象以外の排水の流入	1	1			
70	流入汚水量、洗浄用水等の使用	1				1
悪臭の発生状況		1	1			
72	悪臭防止措置の実施	1	1			
消毒の実施状況		143			7	136
73	消毒剤の有無	47			7	40
74	処理水と消毒剤の接触	96				96
水質の状況		126				126
他	水質悪化(BOD、透視度)	126				126
保守点検、清掃の実施状況		151				151
他	無管理	151				151
	(検査基数)	4,587				
	(不適事項延べ件数合計)	535	49	17	7	462
	(原因区分構成比率)	100.0%	9.1%	3.2%	1.3%	86.4%

設置の状況の不具合で最も多かったのは、建物の用途が設置届と異なっているなど『28. 増改築等』に該当する指摘で 30 件ありました。一般住宅や一般店舗の届出で設置後に用途の変更を行っていたり、届出以外の建物を接続したりするケースが後を絶ちません。浄化槽の規模と使用実態が合わずに処理機能の低下を招くおそれがあることから、設計時には将来的な予定も十分に協議する必要があります。

設置の状況の不具合で他に多かったのは、雑排水の一部が接続されていないなど『26. 流入、放流管渠の設置』の指摘が 25 件、送風機の風量が不足しているなど『27. 送風機の設置』の指摘が 17 件でした。

３．11 条検査の結果

（１）市町村別の検査結果

11 条検査の市町村別の検査結果を表－５に示します。

表－５　市町村別の検査結果（令和７年度・11 条検査）

総合判定 / 市町村	イ		ロ		ハ		合計	無管理	
	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	(基数)	基数(基)	割合(%)
鹿児島市	28,171	97.1	410	1.4	449	1.5	29,030	313	1.1
指宿市	6,267	96.1	169	2.6	87	1.3	6,523	35	0.5
南さつま市	6,083	98.3	65	1.1	40	0.6	6,188	10	0.2
枕崎市	2,154	96.4	32	1.4	49	2.2	2,235	24	1.1
南九州市	5,982	96.6	108	1.8	100	1.6	6,190	32	0.5
いちき串木野市	3,609	95.1	110	2.9	76	2.0	3,795	50	1.3
日置市	5,588	96.4	97	1.7	112	1.9	5,797	74	1.3
三島村	202	96.2	4	1.9	4	1.9	210	1	0.5
十島村	247	96.5	5	1.9	4	1.6	256	0	0.0
薩摩川内市	12,923	95.7	304	2.2	287	2.1	13,514	164	1.2
さつま町	3,149	96.9	57	1.7	45	1.4	3,251	23	0.7
出水市	3,967	96.0	77	1.9	88	2.1	4,132	55	1.3
阿久根市	3,178	94.6	93	2.8	87	2.6	3,358	42	1.3
長島町	1,606	95.8	24	1.4	47	2.8	1,677	30	1.8
伊佐市	2,914	97.3	30	1.0	52	1.7	2,996	37	1.2
姶良市	14,078	98.8	102	0.7	64	0.5	14,244	15	0.1
霧島市	17,181	97.7	250	1.4	162	0.9	17,593	62	0.4
湧水町	1,663	98.5	19	1.1	6	0.4	1,688	1	0.1
曽於市	5,964	96.9	92	1.5	98	1.6	6,154	53	0.9
志布志市	5,189	97.4	55	1.0	85	1.6	5,329	49	0.9
大崎町	2,256	97.7	18	0.8	34	1.5	2,308	28	1.2
鹿屋市	16,965	98.1	193	1.1	131	0.8	17,289	64	0.4
垂水市	2,628	98.2	28	1.1	20	0.7	2,676	9	0.3
東串良町	1,511	97.2	21	1.3	23	1.5	1,555	16	1.0
肝付町	3,069	97.1	44	1.4	48	1.5	3,161	27	0.9
錦江町	1,426	94.2	42	2.8	45	3.0	1,513	19	1.3
南大隅町	999	92.8	34	3.1	44	4.1	1,077	17	1.6
西之表市	3,051	93.5	114	3.5	97	3.0	3,262	20	0.6
中種子町	1,308	95.7	21	1.5	38	2.8	1,367	21	1.5
南種子町	1,189	90.0	40	3.0	93	7.0	1,322	63	4.8
屋久島町	2,389	94.5	84	3.3	55	2.2	2,528	7	0.3
奄美市	1,186	89.8	47	3.6	87	6.6	1,320	44	3.3
大和村	56	90.4	3	4.8	3	4.8	62	1	1.6
宇検村	165	91.2	6	3.3	10	5.5	181	3	1.7
瀬戸内町	1,129	90.7	42	3.4	74	5.9	1,245	34	2.7
龍郷町	1,740	95.0	33	1.8	59	3.2	1,832	25	1.4
喜界町	348	87.9	11	2.8	37	9.3	396	14	3.5
徳之島町	1,655	91.1	69	3.8	92	5.1	1,816	29	1.6
天城町	1,123	87.9	39	3.1	116	9.1	1,278	83	6.5
伊仙町	910	80.9	47	4.2	168	14.9	1,125	118	10.5
和泊町	194	80.8	19	7.9	27	11.3	240	19	7.9
知名町	319	82.0	24	6.2	46	11.8	389	15	3.9
与論町	492	96.3	15	2.9	4	0.8	511	3	0.6
合 計	176,224	96.5	3,097	1.7	3,292	1.8	182,613	1,749	1.0

○ 前年度無管理のものは、翌年も検査対象となるため、その年度に確認できた無管理の総数となります。

「ハ」と判定された浄化槽のうち５割以上が無管理浄化槽であり、検査基数全体の 1.0%でした。

「ハ」の割合は地域によって差があり 10%を超えている市町村もありますが、今後、浄化槽管理者の意識を向上させるとともに、維持管理費用に対する公的助成制度の導入により無管理浄化槽を無くしていくことで「ハ」の割合を減らせると思われます。

（２）市町村別 10 人槽以下合併の BOD 結果

11 条検査の市町村別の 10 人槽以下合併の BOD 結果を表－６に示します。

表－６　市町村別の 10 人槽以下合併 BOD 結果（令和７年度・11 条検査・住宅施設関係のみ）

総合判定 / 市町村	イ		ロ		ハ		合計（基）	放流BOD平均値（mg/L）
	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)		
鹿児島市	22,369	98.3	119	0.5	268	1.2	22,756	7.0
指宿市	2,715	97.9	24	0.9	34	1.2	2,773	7.7
南さつま市	3,442	99.4	3	0.1	16	0.5	3,461	6.1
枕崎市	796	98.5	2	0.3	10	1.2	808	6.8
南九州市	3,075	98.6	7	0.2	37	1.2	3,119	6.2
いちき串木野市	2,389	97.6	22	0.9	37	1.5	2,448	7.5
日置市	3,784	97.9	17	0.4	64	1.7	3,865	5.8
三島村	155	98.7	0	0.0	2	1.3	157	2.4
十島村	153	96.8	4	2.6	1	0.6	158	4.1
薩摩川内市	7,977	97.7	40	0.5	146	1.8	8,163	7.2
さつま町	2,176	98.5	11	0.5	22	1.0	2,209	7.7
出水市	2,845	97.6	22	0.8	46	1.6	2,913	8.6
阿久根市	1,621	97.1	17	1.0	31	1.9	1,669	7.3
長島町	1,222	97.3	8	0.6	27	2.1	1,257	6.6
伊佐市	1,947	98.5	0	0.0	29	1.5	1,976	7.0
姶良市	9,834	99.6	18	0.2	24	0.2	9,876	6.9
霧島市	11,892	99.2	37	0.3	59	0.5	11,988	7.7
湧水町	1,090	99.7	1	0.1	2	0.2	1,093	5.2
曽於市	3,265	98.1	24	0.7	41	1.2	3,330	8.9
志布志市	2,703	98.6	12	0.4	27	1.0	2,742	10.0
大崎町	1,462	98.6	4	0.3	16	1.1	1,482	8.7
鹿屋市	10,472	98.9	61	0.6	56	0.5	10,589	6.9
垂水市	1,762	99.2	5	0.3	8	0.5	1,775	6.8
東串良町	950	98.1	5	0.5	14	1.4	969	7.5
肝付町	1,642	98.1	10	0.6	22	1.3	1,674	7.7
錦江町	1,056	96.9	9	0.8	25	2.3	1,090	8.5
南大隅町	648	96.7	3	0.5	19	2.8	670	7.2
西之表市	1,649	98.1	12	0.7	21	1.2	1,682	7.0
中種子町	594	98.1	1	0.2	10	1.7	605	7.1
南種子町	595	92.4	4	0.6	45	7.0	644	7.6
屋久島町	1,546	98.5	8	0.5	15	1.0	1,569	5.8
奄美市	472	94.8	2	0.4	24	4.8	498	5.7
大和村	11	100.0	0	0.0	0	0.0	11	4.5
宇検村	48	98.0	0	0.0	1	2.0	49	5.2
瀬戸内町	412	94.3	3	0.7	22	5.0	437	6.3
龍郷町	1,262	98.7	3	0.2	14	1.1	1,279	4.7
喜界町	102	93.6	1	0.9	6	5.5	109	3.9
徳之島町	805	96.9	4	0.5	22	2.6	831	5.2
天城町	646	90.7	3	0.4	63	8.9	712	6.0
伊仙町	529	89.5	5	0.9	57	9.6	591	6.6
和泊町	97	89.0	1	0.9	11	10.1	109	6.8
知名町	210	95.9	4	1.8	5	2.3	219	5.1
与論町	323	98.2	3	0.9	3	0.9	329	4.1
合 計	112,743	98.3	539	0.5	1,402	1.2	114,684	7.1

10 人槽以下合併処理浄化槽の県全体の放流 BOD 平均値は 7.1 mg/L であり、浄化槽の処理性能 BOD20 mg/L 以下を問題なくクリアしている状況です。また、下水道法施行規則第４条の２に規定される下水道の計画放流水質の BOD15 mg/L 以下もクリアしていることから、浄化槽が恒久的な生活排水処理施設としての役割を果たしていることがわかります。

（3）ロ・ハ判定の主な指摘事項及び原因区分

11 条検査におけるロ及びハと判定された浄化槽の主な指摘事項及び原因区分を表－７に示します。

表－７　ロ・ハ判定の主な指摘事項及び原因区分（令和７年度・11 条検査）

外観番号	項目	重要度	処理区分		原因区分			
			単独	合併	工事	構造	管理	その他
設置の状況			2,168	1,428	56	2,727		813
1	水平	A	1	2	1			2
2	浮上、沈下	A	1	1				2
3	破損、変形	A	60	13		64		9
4	漏水	A	543	269		707		105
5	溢流	A	1	2				3
6	上部スラブ打設有無	C	3	1				4
7	嵩上げ	A	41	4	26			19
8	槽上部、周辺、構造	A	46	32	1			77
9	雨水の流入	A	8	4	2			10
10	土砂の流入	B	3	2				5
11	その他の特殊な排水の流入	A	5	2	1			6
12	スクリーン設備の固定	B		1		1		
13	ポンプ設備の固定	A	3	3		2		4
14	接触材、ろ材等の固定	A	89	545		634		
15	ばっ気装置の固定	A	46	20		37		29
16	攪拌装置の固定	A,B		8		8		
17	汚泥返(移)送装置の固定	A		9		7		2
19	逆洗装置、洗浄装置の固定	A	1	1		1		1
21	消毒設備の固定	A	117	20		76		61
22	越流ぜきの固定	A	2	14		16		
23	隔壁、仕切板、移流管の固定	A	1,035	98		1,133		
24	その他の内部設備の固定	A,B	52	3		40		15
25	設置場所	C	2					2
26	流入、放流管渠の設置	A	26	57	21			62
27	送風機の設置	A,B	66	107		1		172
28	増改築等	A	17	210	4			223
設備の稼動状況			783	815		1	19	1,576
29	ポンプ	B	26	45				71
30	送風機	B	746	568			10	1,302
31	駆動装置	B		5		1		4
32	ばっ気装置	B	8	36			6	38
33	攪拌装置	B		2				2
34	汚泥返(移)送装置	B		4				4
35	循環装置	B		5			3	2
36	逆洗装置、洗浄装置	B		4				4
38	制御装置	B	1	109				110
39	調整装置	B		8				8
40	生物膜の状況	B		29				29
水の流れ方の状況			494	455		1	5	943
43	流入管渠	B	23	13				36
44	放流管渠	B	175	31				206
45	各単位装置間	B	4	7				11
47	原水(放流)ポンプ槽の水位	B	2	4				6
48	流量調整槽の水位	B		4				4
49	嫌気ろ床槽の水位	B		86				86
52	生物ろ過槽、担体流動槽の水位、水流	B		27				27
53	平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況	B	11					11
54	沈殿槽の水位、水流	B	3	4		1		6
55	その他の単位装置の水位、水流	B		3				3
58	腐敗室、沈殿分離槽、嫌気ろ床槽の汚泥、スカム	B	23	51				74
59	ばっ気槽、接触ばっ気槽の汚泥、スカム	B	3	1				4
60	生物ろ過槽、担体流動槽の汚泥、スカム	B		1				1
61	沈殿槽の汚泥、スカム	B	133	163			1	295
62	消毒槽の汚泥、スカム	A	79	39			3	115
64	放流ポンプ槽の汚泥、スカム	A		1				1
66	汚泥の流出状況	A	38	19			1	56
使用の状況				95				95
67	油脂類の流入	B		15				15
68	処理対象以外の排水の流入	B		4				4
70	流入汚水量、洗浄用水等の使用	A,B		76				76
消毒の実施状況			661	833			51	1,443
73	消毒剤の有無	A	636	799			47	1,388
74	処理水と消毒剤の接触	A	25	34			4	55
水質の状況			506	915			10	1,411
他	水質悪化(BOD、透視度)	A	506	915			10	1,411
保守点検、清掃の実施状況			755	1,032			25	1,762
他	無管理	A	729	1,020				1,749
他	点検、清掃不十分	A	26	12			25	13
	(検査基数)		49,628	132,985				
	(不適事項延べ件数合計)		5,367	5,573	56	2,729	110	8,043
	(原因区分構成比率)				0.5%	25.0%	1.0%	73.5%

設置の状況の不具合について、単独処理浄化槽（以下「単独」という。）と合併処理浄化槽（以下「合併」という。）を比較すると、汚水が槽外へ流出している『4.漏水』や構造的不具合である『23.隔壁、仕切壁、移流管の固定』については単独での指摘が多く、生物処理に関わる『14.接触材、ろ材等の固定』については合併での指摘が多くありました。単独では、老朽化による抜本的な改善が必要である浄化槽本体の不良が多く、合併では、「担体の流出」や「ろ材の浮上」等の内部構造の不具合が多くなっています。

設備の稼働状況の不具合は、主に「送風機の故障」の指摘である『30.送風機』が、単独・合併ともに多く、次に多い『38.制御装置』は、主に性能評価型の「自動逆洗装置故障」などの指摘であり合併で109件でした。

『水質悪化』の指摘は、単独・合併では処理目標水質が異なるため単純な比較はできないものの、単独1.0%、合併0.7%とともに低い割合でした。合併の水質悪化の指摘率は、効率化検査導入前の平成30年度が2.3%、令和元年度が1.9%であったことから、早期改善が図られたことにより指摘率が大きく減少したことがわかります。

原因区分の構成比率では、浄化槽本体の不具合原因である『構造』が25.0%、無管理や水質悪化、送風機の稼働などの不具合原因である『その他』が73.5%と高く、『管理』に起因する指摘は1.0%と低い状況でした。

（4）効率化検査の検査結果と行政指導対象の発生状況

令和２年度に改訂された鹿児島県浄化槽指導監督要領に基づき、行政指導対象については以下の３段階に分類しています。

○ 行政対応レベルⅢ ： 生活環境に著しい支障あり（緊急度・重要度が高い） ・漏水、溢流、汚泥の著しい流出、送風機の未設置 ・放流BOD160mg/L超過
○ 行政対応レベルⅡ ： 明らかな法令違反（重要度が高い） ・無管理、未清掃、消毒設備なし、処理対象以外の排水の流入 ・雑排水の未接続（合併）、増改築等の問題 ・構造上の問題で点検に支障がある場合 ・構造上の問題でBOD30mg/L超過（合併）
○ 行政対応レベルⅠ（合併） ： レベル0対応で改善されないもの ・対応レベル0で改善を求めたが、改善対策が行われない場合 ・未回答や改善内容が不十分の場合

※ 対応レベル0（合併） ： 問題が認められ保守点検業者へ改善を求める場合（緊急度・重要度は高くない）

・構造不良があるが保守点検の範疇で補修可能なもの
・ばっ気停止（送風機故障、電源切れ）、汚泥の流出
・消毒薬の充填なし、処理水と消毒薬の接触不良
・放流BOD30mg/L超過

令和２年度から10人槽以下の11条検査に導入した効率化検査の検査結果と行政指導対象の発生状況について、表－８（合併）及び表－９（単独）に示します。

表－８　効率化検査の検査結果　（令和７年度・11 条 10 人槽以下・合併）

処理区分	検査区分	判定	（行政）対応レベルの判断及び改善報告		基数	割合
合併処理浄化槽	基本検査	イ	適正管理（留意含む）		53,451	97.1%
			対応レベル0 1,262件 （発生率2.3%）	改善確認済（適正）（改善率74.8%）	968	
		ロ		改善に時間を要する原因が不明確	294	0.6%
		ハ	行政対応レベルⅠ	改善無し	33	2.3%
			行政対応レベルⅡ		1,049	
			行政対応レベルⅢ		205	
			行政対応レベル以外		18	
		計			56,018	100%
	採水員検査	イ	水質検査適正		60,576	99.3%
			ガイドライン検査・適正管理（留意含む）		830	
			二次検査（適正）		1,531	
			対応レベル0 1,179件 （発生率1.9%）	改善確認済（適正）（改善率76.7%）	919	
		ロ		改善に時間を要する原因が不明確	260	0.4%
		ハ	行政対応レベルⅠ	改善無し	19	0.3%
			行政対応レベルⅡ		120	
			行政対応レベルⅢ		57	
			行政対応レベル以外		9	
		計			64,321	100%
	合　計				120,339	

イ	98.3 %	118,275 基
ロ	0.5 %	554 基
ハ	1.2 %	1,510 基

○ 対応レベル0（基本検査 + 採水員検査，行政対応レベルⅠ含む）の状況　　発生率　2.1%

（総数　　2,493　　件）　　改善率　75.7%

表－９　効率化検査の検査結果　（令和７年度・11 条 10 人槽以下・単独）

処理区分	検査区分	判定	行政対応レベル判断及び改善報告	基数	割合
単独処理浄化槽	ガイドライン検査	イ	適正管理	12,904	89.0%
		ロ	おおむね適正	587	4.0%
		ハ	行政対応レベル以外	138	7.0%
			行政対応レベルⅡ	557	
			行政対応レベルⅢ	311	
			特定既存単独処理浄化槽に該当　280		
		計		14,497	100%
	採水員検査	イ	水質適正	24,733	96.4%
		ロ	おおむね適正	630	2.5%
		ハ	行政対応レベル以外	136	1.1%
			行政対応レベルⅡ	75	
			行政対応レベルⅢ	73	
			特定既存単独処理浄化槽に該当　76		
		計		25,647	100%
	合　計			40,144	

イ	93.8 %	37,637 基
ロ	3.0 %	1,217 基
ハ	3.2 %	1,290 基

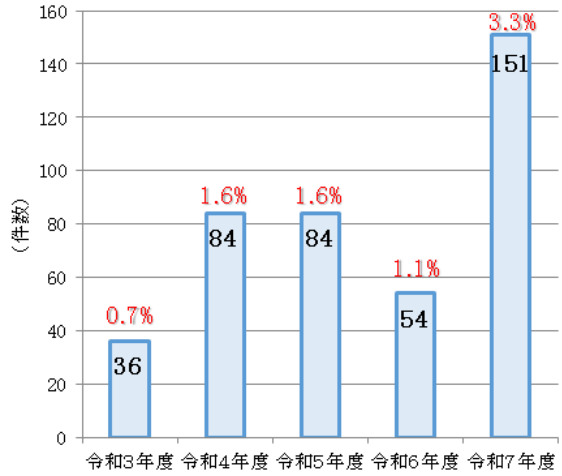
合併処理浄化槽の効率化検査では、緊急度・重要度が高くない不具合を「対応レベル０」と分類し、保守点検業者へ情報提供（改善提案）して対策を講じてもらいます。令和７年度は 2,493 件（発生率 2.1%）の『対応レベル０』が発生し、保守点検業者の適切な対応により 1,887 件（改善率 75.7%）が早期に改善されました。

単独処理浄化槽では、令和２年の法改正で新たに規定された『特定既存単独処理浄化槽』が、10 人槽以下で 356 件、11 人槽以上で 97 件、計 453 件ありました。

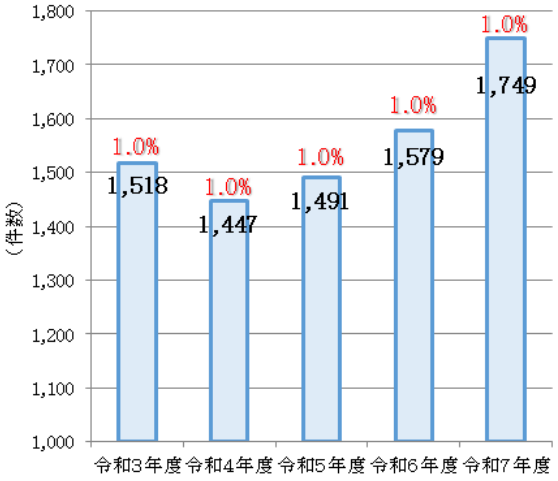
『特定既存単独処理浄化槽』については行政が除却を前提とした改善を求めることとなっており、今後、市町村の補助事業を活用した合併転換や下水道等への切り替えの勧奨などにより早期に除却等を行う必要があります。

４．無管理浄化槽の推移

無管理浄化槽の推移を図－１（７条検査）及び図－２（11 条検査）に示します。



図－１　無管理浄化槽の推移（７条検査）



図－２　無管理浄化槽の推移（11 条検査）

７条検査の無管理浄化槽は年度により増減があり、令和７年度は 151 件で発生率は 3.3%と例年より高くなりました。11 条検査の無管理浄化槽の発生率は 1.0%程度で推移し大きな変化はありませんが、検査基数が増えたことで発生件数は増加傾向にあり、その中には長期間にわたり改善されていないものも多く含まれます。

このような状況から、適正な維持管理に向けて保守点検、清掃及び法定検査の必要性について更なる啓発の徹底や、行政指導の強化などにより無管理浄化槽のさらなる減少に取り組む必要があります。